

# 子どもと本がふれあう空間づくり

昭和町子どもの読書活動推進計画（第3次）



令和 6年 3月

山梨県昭和町教育委員会

## はじめに

今日の国際化、情報化等による社会の急激な変化に加え、多様な価値観や生き方、ライフスタイルの変化が、子どもたちの日常に影響を及ぼしています。また急速に進むデジタル化社会をうけ、スマートフォンやSNS等の情報通信技術の普及とともに、子どもの生活環境が変化し、読書習慣の未形成等による「活字離れ」「読書離れ」が懸念されています。

子どもは読書を通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにします。また、他者との関りを築きながら、人生をより深く魅力的なものにしていく基礎をカタチづくりします。子どもの読書は、欠くことのできない大切な活動です。

このような中、国は子どもの読書を支援するため、平成12年を「子ども読書年」と定め、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を制定しました。平成13年12月には、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、「子どもの読書活動推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律は、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるように、また適切な時期に適切な本に出会い、楽しめるように、諸条件を積極的に整え、環境の整備、醸成を図ることを目的としています。

昭和町においては、平成21年3月に「昭和町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進や図書館活動の普及、啓発、発展に努めてきました。平成28年3月には、時代の変化に対応した推進計画とするため、「昭和町子どもの読書活動推進計画（第2次）」を策定しました。

さらに、この度、これまでの計画及び取り組みを評価、検証する中、「子どもと本がふれあう空間づくり」を表題に、「昭和町子どもの読書活動推進計画（第3次）」を策定しました。

本推進計画の策定にあたり、策定委員をはじめ、多くの関係者の皆様方の多大なるご協力に心よりお礼を申し上げます。子どもの読書環境がより一層整備、充実し、子どもの人生がより豊かなものになることを願い、挨拶とさせていただきます。

令和6年3月

昭和町教育委員会

教育長 太田 充

## 目次

第1章 昭和町子どもの読書活動推進計画の策定にあたって .....	1
1 子どもの読書活動推進の意義.....	1
2 子どもの読書活動の現状と課題.....	1
3 計画策定の必要性と基本方針.....	3
4 計画の期間.....	3
第2章 子どもの読書活動推進のための方策 .....	4
1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進.....	4
2 保育園・こども園における子どもの読書活動の推進.....	5
3 学校における子どもの読書活動の推進（小学校・中学校・高等学校） .....	5
4 児童館における子どもの読書活動の推進.....	9
5 町立図書館等における読書活動の推進.....	9
6 推進体制の整備.....	13
第3章 関係各機関との連携 .....	13
1 行政機関との連携.....	13
2 町立図書館と各種団体の連携.....	13
3 図書館ボランティアとの連携.....	14
第4章 広報・啓発活動 .....	14
1 「子ども読書の日」等における広報啓発.....	14
2 子どもの読書活動に関する情報の収集・提供.....	14
第5章 参考資料 .....	16

# 第1章 昭和町子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

## 1 子どもの読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」です。

(「 」内、子どもの読書活動の推進に関する法律 第2条より抜粋)

乳幼児期の読み聞かせ体験は言葉を学ぶだけでなく、保護者の声や抱かれた肌のぬくもりを通して愛情を感じ取り情緒の安定を得るとともに、その楽しさを読み手と共有することで、非言語のコミュニケーション能力を身に付けていく効果を持ちます。成長につれ、子どもは物語の中の主人公と自分を重ねて楽しむ読書から、主人公と自分を分け、物語を客観的に見つめる読書ができるようになります。やがて、読書体験と自分の実体験とを照らし合わせ、比較し、重ねたりすることで、自分の知識や経験が社会の中でどのような意味を持つのか等を理解するようになっていきます。

このように、子どもの読書活動は、心豊かな人格を形成していく上でとても重要であり、この活動を組織的・計画的・継続的に推進していくことには、大きな意義があります。

## 2 子どもの読書活動の現状と課題

### ・読書環境の変化について

パソコンやスマートフォン、タブレット端末など情報機器の発達が急速に進み、子どもたちの生活環境は大きく変化しています。また、便利さの影で、人と人との触れ合いや語り合いが減少し、文章力や思考力、想像力の低下や、「活字離れ」「読書離れ」が指摘されています。このような状況が進むことにより、子どもの読書環境へ与える影響が大きくなることが懸念されます。

### ・子どもの世代別の読書の実態について

平成30年にOECD（経済協力開発機構）が行った、世界79の国と地域(OECD加盟国の37か国を含む)を対象とした生徒のPISA（学習到達度調査）によると、日本では、中学校3年生の生徒のうち45.2%が「読書は大好きな趣味の一つ」と回答し、参加国の平均33.7%を大きく上回っています。2009年と比較して3.2ポイント増です。

また、令和4年6月に全国学校図書館協議会が行った、第67回読書調査によると、児童生徒の1か月間の平均読書量は、小学生が13.2冊（前年12.7冊）、中学生が4.7冊（前年5.3冊）、高校生が1.6冊（前年1.6冊）です。1か月間に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合（不読率）は、小学校で6.4%（前年5.5%）、中学校で18.6%（前年10.1%）、

高等学校で51.1%（前年49.8%）と平成30年ころから減少傾向でしたが、令和4年は増加しております。

この調査結果では、各世代の増減の傾向はともかく、高校生の世代では平均読書量が各段に減ることがわかります。小・中学生の間では学校での「朝の読書運動」などの広がりから、本を読む人数は20%程度を維持しており、読書に親しむ環境づくりや計画的な読書活動など、子どもの読書活動推進のひとつの成果がここに表出していると考えられます。

また、平成30年のOECDの調査結果（PISA2018）からも読書の習慣が文章の読解力に結びつくことが指摘され、学校教育の中で「読書」の価値が認められ、意識されていることも大きな要因と考えられます。しかしその一方で、次の表に見られるように、学年が上がるにつれて不読者の割合が上昇していることも課題となっています。昭和町立図書館でも16歳～18歳の貸出冊数が大幅に減少しているのが現状です。

このことから、中学生までの読書習慣の形成が不十分、高校生になり読書の関心度合いが低下することがわかり、発達段階ごとの効果的な取組の推進が必要なことがわかります。

【読書調査による過去10年間の変化】

	1か月の平均読書冊数（冊）			不読者数（％）		
	小学生 (4～6年)	中学生	高校生	小学生 (4～6年)	中学生	高校生
2012年	10.5	4.2	1.6	4.5	16.4	53.2
2017年	11.1	4.5	1.5	5.6	15.0	50.4
2019年	12.7	5.3	1.4	6.8	12.5	55.2
2022年	13.2	4.7	1.6	6.4	18.6	51.1

（出典：全国S L A「学校図書館」）

【昭和町立図書館過去10年間の貸出冊数変化】

年度	7～12歳 (小学生)			13～15歳 (中学生)			16～18歳 (高校生)		
	町内	町外	合計	町内	町外	合計	町内	町外	合計
2012	14,121	8,025	22,146	3,059	1,976	5,035	700	1,312	2,012
2017	15,224	5,951	21,175	2,074	1,240	3,314	439	412	851
2019	11,549	3,115	14,664	1,789	1,266	3,055	632	343	975
2022	13,844	1,236	15,080	1,712	234	1,946	605	902	1,507

※2019年度は新型コロナウイルス感染拡大による休館・利用制限等のため数値が下がっている。

2022年度もその影響が続いていた。

### 3 計画策定の必要性と基本方針

子どもの読書活動を社会全体で支援するために、平成13年12月に「子どもの読書活動推進に関する法律」が制定されました。これに基づき国では、平成14年8月に「子どもの読書活動推進実施計画」が策定され、平成20年3月に第二次、平成25年5月に第三次、平成30年4月に第四次、令和5年3月に第五次計画が策定されました。

山梨県でも令和4年3月、国の「第四次基本計画」を基本とし、県の第2次推進実施計画の取組の成果と課題を踏まえた「第3次推進実施計画」を改定した「第3次推進実施計画(改定版)」が策定されました。

昭和町でも国の基本方針や県の計画をふまえ、平成21年3月に「～子どもとふれあう空間づくり～昭和町子ども読書活動推進計画(第1次)」、平成28年3月に「～子どもとふれあう空間づくり～昭和町子どもの読書活動推進計画(第2次)」を策定し、これを基に、町内の家庭や地域、学校や児童館、図書館が連携し、子どもの読書活動の推進を図るために取り組んできました。

こういった経過で策定し取り組んできた昭和町子どもの読書活動推進計画ですが、第2次計画期間が令和3年3月に終了いたしましたので、今般、第3次計画を策定することといたしました。今回は、第2次計画期間の終盤に新型コロナウイルス感染症拡大によっておはなし会等のイベントが実施できなくなり、計画を実施できない状況になったことをふまえ、第2次計画を見直す内容で策定していきたいと思えます。「子ども」の規定は、「おおむね18歳以下の者」とし、高等学校までの読書活動の推進を視野に、次の基本方針のもと推進していきます。

- (1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
- (2) 保育園・こども園における子どもの読書活動の推進
- (3) 学校における子どもの読書活動の推進(小学校・中学校・高等学校)
- (4) 児童館における読書活動の推進
- (5) 町立図書館等における読書活動の推進
- (6) 推進体制の整備

### 4 計画の期間

この計画は令和6年度から令和10年度までの5か年間の計画とし、その後も必要に応じて見直していきます。

## 第2章 子どもの読書活動推進のための方策

### 1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

#### (1) ブックスタート事業の実施

子どもの読書習慣は、幼い時からの家庭での親子のふれあいで形成されるものです。毎日の家庭生活の中で、親をはじめとした家族がすこやかな成長を願って語りかけ、絵本の読み聞かせをすることが読書の習慣づけの基礎になります。

特に、核家族化、少子化が進んでいる昨今、家庭生活の中で本を話題にした会話が弾み、大人が楽しく本を読む姿勢を見せることが必要です。このため、昭和町立図書館ではいきいき健康課と連携をとりながら、誕生間もないすべての赤ちゃんと保護者を対象に、平成14年から「ブックスタート事業」を実施しております。

ブックスタート事業では、生後2か月児をもつ親を対象に開催される育児学級へ図書館司書が出向き、本事業の説明をして絵本を配布しています。また、当日に渡せなかった場合は、いきいき健康課に後日配布してもらっています。

今後もこの事業をさらに充実させ、すべての赤ちゃんに良い本を届けられるように、そしてすべての家族により良い読み聞かせ体験を提供できるように努めていきます。

さらに、ブックスタートの次の段階である「セカンドブック事業」（小学校に入学した1年生を対象に本を1冊プレゼントする事業）を平成30年から開始しており、読書習慣の継続や子どもの感性・想像力の育成などに役立つよう、必要に応じてプレゼントする本を時折見直ししながら実施していきます。

#### (2) 親や子への啓発の促進

父親、母親、祖父母をはじめとする家族のみなさまを対象に、様々な機会において、読み聞かせや子どもの読書の大切さを伝えていきます。そして、家庭生活の中で楽しく読み聞かせができ、読書を通じて子どもとのふれあいが深まるように啓発します。

#### (3) 講座や研修会などの開催

保護者や地域の方が、家庭やボランティアとしての読み聞かせを気がねなく行えるよう、講師を招いて読み聞かせの技術を学べる講座・研修会を開催しておりますが、開催日時を休日にするなどさらに多くの方が参加できるよう開催方法を工夫していきます。



読み聞かせ講座の様子

#### (4) 本と出会う場の整備、充実

子どもがいつでもどこでも気軽に本を手にとることができるように、保育園・児童館等身近な施設には、子どもに一度は出会わせたい「基本的な本」「良い本」を配本・整備する努力をします。

## （５）町民や民間団体との協働

町内各地区の町民や団体と協働で、子どもとその親が読み聞かせやおはなし会を楽しむように努めます。

## ２ 保育園・こども園における子どもの読書活動の推進

町内には、私立保育園3園、認定こども園5園、小規模保育施設2園の合計10か所の保育園等があります。取組状況は、各園の方針によって様々ですが、園の立地によっては、町立図書館を頻繁に利用したり、団体貸出を利用したりしています。各園では、保育教材として年齢に応じた月刊絵本を購入し、教育・保育に活用しています。また、絵本等の寄贈などもあり、蔵書として活用しています。

### （１）具体的な取り組み

- ・誕生会、午睡前・降園前、子育て支援拠点事業での紙芝居や絵本読み聞かせの実施
- ・教材としての年齢別月刊絵本等の購入による保育の実施
- ・保育時間内の読書タイムの設定
- ・町立図書館や団体貸出の利用
- ・読書活動等の研修会への参加

### （２）成果と課題

各園は、絵本や紙芝居などの読み聞かせを積極的に日々の教育・保育のなかに取り入れ実施しています。それにより日常生活だけでは困難な語彙、感情の理解、想像力等の習得が可能になります。年齢に応じた絵本や読書環境もあり、推薦図書といわれるものも揃えておりますが、今後はより一層充実させていく必要があり、課題となります。

今後、図書館と連携を取りながら、子どもたちの身近に絵本が届くよう団体貸出等を活用していく必要があり、これも課題となります。

また、保育士等の読み手の技術の向上や、発達に応じた絵本選び、その絵本の作者等の思いを理解することなど、推進する側の努力も必要不可欠です。保育園等における子育て支援の観点からも、保護者に対して、読み聞かせや読書を通じて子どもに与える影響や、幼少期から読書習慣を身につけることにより得られる知識や教養について、幅広く理解してもらえるよう努力していくことが課題となります。

## ３ 学校における子どもの読書活動の推進（小学校・中学校・高等学校）

学校教育では、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められています。また、学習指導要領においては、各教科を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動の充実を定めています。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進していくことが重要となります。町内小中学校においては、町の教育重視の方針により、学校図書館図書標準の達



成状況は100%となっております。従来からの読書の大切さを認識し、平成21年3月の「昭和町子ども読書活動推進計画（第1次）」・平成28年3月の「昭和町子どもの読書活動推進計画（第2次）」の策定以降、様々な取組をおこなっています。

## （1）小学校

### ①具体的な取り組み

- ・朝の10分間読書タイムの実施
- ・おすすめ本の紹介（司書・教職員から児童へ）
- ・読書週間中のイベント実施（各学校により実施回数・内容など異なる）
- ・読み聞かせ、ブックトーク等の実施
  - 図書委員が1～4年生の教室に行き、読み聞かせを実施
  - スクールボランティアによる読み聞かせ
- ・年間を通じての図書だよりの定期発行
- ・新着図書の紹介や図書館の環境整備及び季節に応じた展示の実施
- ・学級文庫、学年文庫の設置
- ・図書委員会による活動
  - 読書感想文・読書感想画の課題図書の紹介ポスターの作成
  - 自己紹介とおすすめ本の紹介を画用紙1枚に作成
- ・ポイント制による貸出
- ・工作の時間の設定

### ②成果

- ・朝の10分間読書に取り組むことにより、授業前静かに過ごすことができ、授業への集中力を高めることができています。また、読書習慣が身につく、結果として、1か月間の平均読書冊数は全国平均を上回っています。
- ・年2回の読書週間には、教職員や司書のおすすめ本を展示するなど、読書の幅が広がるようなイベントを、図書委員会の児童と一緒に計画しています。
- ・読み聞かせは、図書の時間や読書週間など、様々な機会において実施しています。コミュニティ・スクール指定後は、保護者や地域の読書団体からもご協力いただき、子どもたちの読書の幅を広げる一助となっています。
- ・町内司書が選定した「1年生に読んでほしいおすすめの本20冊」は、各小学校図書室に所蔵され、絵本から一人読みに移行する時期の質の良い読書活動を支援しています。
- ・読書期間中にビンゴなどのイベントを行う事によって、図書の専門的な知識を考えるきっかけとなり、それらを理解して調べ学習にも役立っています。また、イベントである一定の条件を満たした児童にプレゼントを贈ることによってさらに興味を持たせ、その内容に関する本を借りるという好循環を編み出すことができました。
- ・委員会活動としての成果は、読書感想文などのポスターや自己紹介・おすすめ本を掲示したおかげで多くの児童の興味関心を高くさせ、委員会のことをよく知るいい機会となりました。また、図書室によく来てもらえるように毎月「ブックの日」を

設定したり、9のつく日に本を借りるとくじ引きやしおりのプレゼントなどを行ったりしています。

### ③課題

小学校では、不読者数は減っていますが、学年が上がるにつれ読書離れが進んできているのが現状です。学校における読書推進には、読書の楽しさを伝える大人の存在が不可欠です。今後もすべての教職員の協力のもと、読書活動を充実させる指導を行うことが課題となってきます。

また、以下の点が課題であり改善に努めていきます。

理想は読書タイムを増やすことですが、読書活動として充てることのできる授業時数や行事の取組などを考えると、現状が精いっぱいであり、また、読書タイムを廃止してしまった学校では、授業としての図書時間が1年生と2年生にしかなく、3年生以上になると少しずつ読書から離れていってしまう傾向にあると考えられます。実際の状況を確認しながら、各学校と協力し、改善していきます。

また、学校での読書活動だけでなく、県が主催する「家読」などを取り入れることで、家庭との連携を図り、さらなる読書活動に取り組んでいきます。

## (2) 中学校

### ①具体的な取り組み

- ・ 毎朝10分間の朝読書の実施
- ・ 全クラス学級文庫の設置
- ・ 夏休み感想文コンクール課題図書を紹介
- ・ 図書委員会の活用（カウンター当番、読書週間、学園祭での展示活動）
- ・ おすすめ本の紹介
- ・ 読書週間中のイベント
- ・ ボランティア等による読み聞かせ
- ・ 年間を通じての図書だよりの発行（月刊）

### ②成果

- ・ 以前と比較して図書館を利用する生徒が増えました。
- ・ 毎日の10分間読書は、読書習慣をつけるとともに、授業前に静かに過ごすことで授業への集中力を高めることができています。
- ・ 図書委員会での活動は、学園祭での展示やおすすめ本の紹介などを通して、他の生徒への読書啓発を促す取り組みとして実施しています。
- ・ 読書週間中の教職員の読み聞かせや、ボランティアの方による朗読などは、生徒たちの読書の幅を広げる一助となっています。
- ・ 季節が感じられる館内展示や司書のおすすめする本の展示など、本との出会いの場として生徒たちにも還元されています。

### ③課題

中学校では、部活や行事、塾などにより、どうしても読書の時間が減少してしまいがちです。

今後は、学校での読書活動はもちろん、ご家庭や町立図書館、ひいては地域の方々との連携を図りながら、さらなる読書推進に取り組んでいきます。

また、町内すべての小中学校がコミュニティ・スクールの指定を受けていることもあり、今後も地域の方々の協力をいただきながら、子どもたちの読書のために取り組んでいけるよう努めていきます。

## (3) 高等学校

### ①具体的な取り組み

- ・年間を通じての図書日より発行
- ・新入生オリエンテーション（4月）
- ・夏休み読書感想文コンクールや課題図書を紹介
- ・廊下での掲示（新着図書案内、自校に関わる新聞掲載記事紹介等）
- ・時節に応じた展示
- ・山梨県や山梨県立図書館で行う企画への参加促進（ビブリオバトル、贈りたい本大賞、うちどくPOPへの応募等）
- ・図書委員会の活性化
- ・図書委員会の生徒による「図書館つうしん」発行（年3回）
- ・古本市の実施（年1回）
- ・システム変更によるパソコン、スマートフォンからの県立高校の蔵書検索

### ②成果

- ・掲示物（新聞や図書館活動）を充実させることで、自己肯定感の向上に繋がっています。
- ・パソコン、スマートフォンから県立高校の蔵書検索が可能になったことは、ほしい本の有無等の情報がすぐに分かるようになり便利になりました。また、図書館活性化にも繋がると思います。

### ③課題

生徒が1人1台パソコンを持っているため、ネット検索が容易にでき、図書館活性化に繋がる反面、図書館での調べ学習の減少は否めません。

また、今後町内小中学校との連携を進めるべきと思われます。

これらについて今後どう進めるか課題となります。

## 4 児童館における子どもの読書活動の推進

### (1) 具体的な取り組み

町内には児童館・児童センターが4館あり、主に午前中は乳幼児親子の利用、午後は放課後児童クラブの小学生が活動しています。児童館・児童センターの図書室には絵本や児童図書が備えられ、地域の子どもたちの身近な読書活動の場になっています。

児童館・児童センターでは、職員による読み聞かせの他に、図書館ボランティアの方々のおはなし会を実施し、読み聞かせ活動を年間計画に基づき行っています。この活動を通し、乳幼児の保護者の方は、本を介して親子のふれあいを深めながら、楽しく子育てができるようになってきているようです。また、小学生は読んでもらった本から幅広い本に触れることができ、好きな本から興味のある本へと自分で選ぶ分野が広がる「本との良い出会いの場」となっています。

### (2) 成果と課題

児童館では、読み聞かせ行事を目的に来館する乳幼児親子もおり、子育ての楽しいひと時を過ごすことができます。また、絵本を親子スキンシップのツールの一つとして使っている保護者の方もいます。小学生児童の中にも読み聞かせ事業の継続により、おはなしや本に対して関心を持つ子どもたちが増え、自ら本を探す姿や本を開く姿が多く見られるようになりました。

大人による読み聞かせ行事により、上の学年の児童が下の学年の児童に読み聞かせを行うなど異年齢交流による読み聞かせが始まった児童館もあります。しかし、課題としては、児童館開設以来の古い図書が多いこと、学年が進むと本離れが見られることが挙げられます。今後も図書館と情報を共有し合うなど連携を取りながら、読書活動に努めていき、「良い本」の選書や図書の充実を行う予定です。

## 5 町立図書館等における読書活動の推進

### (1) 具体的な取り組み

図書館資料・施設・設備の整備・充実

#### ① 図書館資料の充実

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもたちの要望に応えられるような豊富で多様な資料が必要です。町立図書館では、年間約1,500冊の児童書を受け入れており、全体の約30%を占める割合となりますが、厳しい財政状況により減少しています。

今後は予算の維持もしくは増額に努め、子どもに出会わせたい児童書の基本図書・複本を所蔵し、一層の整備・充実に努めます。



## ②施設・設備の改善

昭和町では、町立図書館が赤ちゃんから高齢者まですべての人のサービスを1館で対応しています。開館以来33年が経過し、施設・設備の老朽化・狭隘化が進んでおり、増改築が必要と思われます。しかし、厳しい財政状況と利用者数との兼ね合いもあり、増改築を実施するかどうかは町当局の「公共施設のあり方検討会」で検討中となっております。従って当面は可能な限り修繕等を実施し、現状の改善に努めることとします。特に子ども向けのサービスについては、図書館サービスの重点目標に基づき、老朽化した設備の安全に気を付けながら、実施していきます。

## ③レファレンスサービスの充実

図書館では、読書相談を含めてさまざまな質問に応じて調べもののお手伝いを行っています。従来の一般書に加え、児童書についても参考資料を増やし、職員の研修参加などに努めながら、子どもたちが自発的に調べ学習をすることができるよう支援していきます。

### 子どもの読書推進に関わる事業の実施

#### ①乳幼児へのサービス

「ブックスタート事業」をいきいき健康課と協働で行い、絵本を通して家庭における親子のふれあいを深めてもらっています。また、図書館で実施している「おはなし会」への参加を促すよう広報活動に努めます。

また、本町司書で選定した本については随時見直して入れ替えるよう努めます。

#### ②おはなし会などの実施

子どもに本の楽しさを知ってもらうために、図書館ボランティアにも協力を要請し、定期的に「おはなし会」を実施しています。

- ・毎月第1土曜日 幼児から小学校低学年のための「おはなし会」
- ・〃 第3木曜日 「0.1.2歳児のためのおはなし会」
- ・季節のおはなし会 「夏のおはなし会」、「秋のおはなし会」、「クリスマスおはなし会」、「春のおはなし会」

ぬいぐるみお泊り会など今後も継続して子どもたちが楽しめる事業を実施し、内容・開催時期・回数などを検討して、家族で参加できるようなイベントの充実に努めます。また、大人向けのおはなし会、落語会、音楽会、映画会等を実施、継続し、親や祖父母世代にも活字に興味をもっていただき、家族ぐるみで図書館を利用できるように働きかけていきます。

また、現在は幼児や小学校低学年向けの事業が多いので、小学校中学年・高学年・中学生・高校生向けの事業が実施できるよう準備を進めていきます。



おはなし会の様子

### ③読み聞かせの支援

町内の保育園やこども園、児童館等に希望を取りながら、ボランティアに依頼して出張の読み聞かせ会を実施し、支援を行っています。また、保育園・保育士・ボランティア関係者などからの読み聞かせに関する相談、図書資料や備品の貸出しも行っていますが、なお一層行えるよう保育園やこども園、児童館に働きかけることとします。さらに、図書館職員自身が読み聞かせをするよう、まずは子どもたちに来館してもらうところから始め、最終的には出張の読み聞かせ会が実施できるよう努めます。

加えて、保護者や地域の方が、町内各施設等で家庭やボランティアとしての読み聞かせを気がねなく行えるよう、講師を招いて読み聞かせの技術を学べる講座・研修会を開催しております。今後は、さらに多くの方が参加できるよう開催日時を休日にするなど、開催方法を工夫していきます。（親子で参加、高校生向けなど）

### ④青少年（小学校高学年、中学生、高校生）への支援

#### ア. 図書の収集

- ・小学校高学年、中学生、高校生になると学校生活や塾通いに追われ、これまでの読書習慣を続けることが困難になり、読書離れが顕著となります。今後、なお一層留意してヤングアダルト向けの図書を収集、配架し、利用促進を図るために広報活動にも努めていきます。また、図書館の増改築が実施された場合は専用の書架を配置することとします。
- ・現在「小学校国語教科書に紹介された本」のコーナーがありますが、教科書の改訂時にあわせて配架する図書を随時見直します。また、小学校だけでなく中学校、高校の教科書に紹介された本も配架するよう努めます。
- ・町立図書館と学校図書館のスタンプラリー、POP展示、フィルムコート掛け教室、子ども読書週間時の読み聞かせ、おすすめ本リストの作成など学校との連携行事を実施するよう努めます。
- ・以前の館長（深澤完興氏）の時、過去の作文関係の雑誌のバックナンバーが多数寄贈され、現在も雑誌「作文と教育」を購入し続けているなど、作文関係の資料を所蔵しています。今後もさらに収集し「読むこと」以外に「書くこと」に関する資料を充実させ、読書感想文や作文の参考にしてもらうよう努めます。

#### イ. 調べ学習等の資料提供

町内各学校教職員や児童・生徒の要望に迅速に対応できるよう、調べ学習授業への支援に適した児童図書及び地域資料の充実に努め、団体貸出にも対応できるように努めます。

#### ウ. セカンドブック事業

ブックスタートの次の段階である「セカンドブック事業」（小学校に入学した1年生を対象に本を1冊プレゼントする事業）を平成30年から開始しており、読書習慣の継続や子どもの感性・想像力の育成などに役立ててもらっています。

### ⑤障がいのある子どもへの支援

ハンディキャップのある子どもたちに、資料の整備や施設面での考慮を行い、支援をしていきます。

### ⑥在住外国人の子ども読書活動の支援

在住外国人の子どもたちへの支援のため、利用案内の多言語化や外国語資料の収集、提供を行っていきます。ボランティア、町内学校のALTなどの協力を得ながら外国語での読み聞かせ会が実施できるよう努めます。特に本町では英語教育にも力を入れているので英語に関する本や参考図書を置くよう努めます。

### ⑦職場体験への対応

インターンシップ・キャリア教育（職場体験学習）について、積極的に受け入れられるよう機会の提供に努めます。

### ⑧電子書籍の導入

パソコンやスマートフォン、タブレット端末など情報機器の普及に伴い、子どもも紙媒体の書籍より電子書籍の方がなじみやすい状況が進むと思われます。

については、電子書籍の導入に向けて準備を進めるように努めます。

### ⑨児童館・保育園への宅配サービス

町内の児童館・保育園にスペースを作り2～3か月に1回本を交換し、子どもが本に接する機会を増やすよう努めます。

## （２）成果と課題

読書活動で大切なのは、機会の提供と良い本を手渡していく大人の存在です。町立図書館では、平成22年度に行った「読み聞かせ講座」の受講生から図書館ボランティア（読み聞かせボランティアグループ「ぴっかり」）が発足され、活動の場を広げています。また、セカンドブック事業を平成30年度から開始できたことが大きな成果となりました。

今後の課題としては、以下について努めてまいりたいと思います。

- ・セカンドブックの次の段階である「サードブック事業」※が行われるような各部署への働きかけ。※中学校に入学した1年生を対象に本を1冊プレゼントする事業
- ・町立図書館に図書館独自で選定し複数冊揃えて常時手に取ることが出来るよう別置してある「図書館おすすめの本」や、図書館司書が選んだ、月や季節ごとに並べた児童書が、いつでもどこでも気軽に手に取ることが出来るよう、身近な施設でも貸出できる体制づくりと発達段階に応じた選書や場所の確保等、支援の拡充。
- ・「1年生に読んでほしいおすすめの本20冊」の見直し
- ・体験型読書の実施(例えば手芸の本を読んだら手芸の講座を実施する等)

## 6 推進体制の整備

本計画を効果的に実施するには、以下の項目の実施が必要不可欠です。

### (1) 専門職員の配置ならびに育成

専門職員の確保・育成と研修体制の確立計画の実施には、人的配置として、子どもの読書や読み聞かせに関する専門的知識を備えた職員が必要です。そのために、以下の項目について努められるよう役場各部署に働きかけていく必要があります。

- ・ 正規の専門職員（司書）が継続して子どもの読書活動の推進に取り組める複数職員の継続的な適正配置
- ・ 通常業務内での経験が長い正規の専門職員から短い正規の専門職員への継続的な教育
- ・ 日本図書館協会、山梨県立図書館をはじめ各子ども読書関係団体主催の研修への積極的派遣の実施

### (2) 財政上の措置

本計画推進のため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

## 第3章 関係各機関との連携

### 1 行政機関との連携

町は教育、福祉をはじめとする各子ども読書関係部署との連携を図りながら、子どもの読書活動推進に取り組み、積極的に支援します。

また、各子ども読書関係機関の相互の連携を深め、子どもの読書推進に関する情報の交換に努めます。

（例えば健康関連や環境衛生関連の週間や月間に合わせて、各子ども読書関係部署と連携しパネル展示、読み聞かせ、クイズ等の実施、町民窓口課で転入者に配布する資料に図書館の利用案内を入れるなど）

### 2 町立図書館と各種団体の連携

町立図書館は、学校司書・保育士・児童館職員と緊密な連携を図り、あらゆる機会を通して子どもの読書活動の支援、及び学習支援を行います。さらに、町立、学校図書館間の蔵書の相互利用のための配送サービスの構築（各図書館資料を各館に配送するための手だて）の実施に向けて検討し、子どもたちにスムーズな支援ができるよう努めていきます。



### 3 図書館ボランティアとの連携

子どもの読書活動の推進には、図書館や児童館・保育園等の町内各機関でのおはなし会で図書館と共同または図書館からの依頼で読み聞かせを行う図書館ボランティアの協力が大きな支えとなっていますが、ここ数年ボランティアグループの人員が減少傾向にあります。

今後もこれらの活動を維持・推進するためには、図書館職員とボランティアの研修の場を積極的に設け、人員増加、人材育成に努めていきます。

(注) 図書館ボランティアの図書館や町内各機関でのおはなし会の参加については図書館で調整及び要請を行っています。

## 第4章 広報・啓発活動

### 1 「子ども読書の日」等における広報啓発

「子どもの読書活動推進に関する法律」第10条において「子ども読書の日」と制定された4月23日を中心に子どもの読書を啓発するイベント等を開催し、広報活動を重点的に行っています。

### 2 子どもの読書活動に関する情報の収集・提供

町立図書館では、図書館のお知らせ「ひかりちゃんだより」や町広報誌の「図書館だより」、町立図書館ホームページを通して、一般書とともに児童書の情報を掲載し、父親、母親、祖父母をはじめとする家族のみなさまを対象に、様々な機会において、読み聞かせや子どもの読書の大切さを伝えていきます。そして、家庭生活の中で楽しく読み聞かせができ、読書を通じて子どもとのふれあいが深まるように啓発します。「ひかりちゃんだより」についてはここ数年年1回発行していましたが、年2回発行するよう努めます。

学校や保育園、こども園、児童館においては、保護者への通信や図書だより等を通して、子どもの読書活動に関する啓発に努めます。また、SNSを積極的に活用するよう努めます。

【 支援する施設・機関 】



## 第5章 参考資料

### 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

#### 第1 目的 (法第1条関係)

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするものであること。

#### 第2 内容

##### 1 基本理念 (法第2条関係)

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないこと。

##### 2 国及び地方公共団体の責務 (法第3条及び第4条関係)

(1) 国は、上記1の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。（法第3条関係）

(2) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。（法第4条関係）

##### 3 事業者の努力 (法第5条関係)

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

##### 4 保護者の役割 (法第6条関係)

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

##### 5 関係機関等との連携強化 (法第7条関係)

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

##### 6 子ども読書活動推進基本計画 (法第8条関係)

(1) 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計

画」という。)を策定しなければならないこと。(第1項関係)

(2) 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。(第2項関係)

(3) 上記(2)は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用すること。(第3項関係)

#### 7 都道府県子ども読書活動推進計画等(法第9条関係)

(1) 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならないこと。(第1項関係)

(2) 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならないこと。(第2項関係)

(3) 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならないこと。(第3項関係)

(4) 上記(3)は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用すること。(第4項関係)

#### 8 子ども読書の日(法第10条関係)

(1) 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設けること。(第1項関係)

(2) 子ども読書の日は、4月23日とすること。(第2項関係)

(3) 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこと。(第3項関係)

#### 9 財政上の措置等(法第11条関係)

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 10 施行期日(附則関係)

この法律は、公布の日から施行すること。

### 第3 留意事項

1 国においては、子ども読書活動推進基本計画を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施していくこととしているが、各地方公共団体においても、当該地域における子どもの読書活動の推進状況等の実情を踏まえ、自主的判断により、子ども読書活動推

進計画を策定し、関連施策を推進するよう努められたいこと。

2 国においては、子ども読書の日の趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業を実施することとしているが、各地方公共団体においても、当該地域の実情等に応じて、自主的判断により、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努められたいこと。

#### 第4 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

昭和町子どもの読書活動協力施設一覧

施設の種類	施設名
認定こども園(幼保連携型)	押原こども園
〃	ふるるこども園
〃	昭和こども園
〃	げんき夢こども園
〃	富士桜学院
保育園	上河東保育園
〃	常永保育園
〃	第二上河東保育園
小規模保育施設	押原きつず
〃	昭和コティ保育園
児童館	押原児童館
〃	西条児童館
〃	常永児童館
〃	児童センター(ゆめてらす)
小学校	押原小学校
〃	西条小学校
〃	常永小学校
中学校	押原中学校
高等学校	山梨県立甲府昭和高等学校

## 「昭和町子ども読書活動推進計画（第3次）」策定委員会設置規則

### （設置目的）

第1条 「子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律154号）」第9条2項の規定及び平成20年3月11日閣議決定「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」により、「昭和町子ども読書活動推進計画」（以下「推進計画」という）を策定し、昭和町内の子ども読書活動を効果的に推進するための体制の整備・充実を図ることを目的に、「昭和町子ども読書活動推進計画（第3次）策定委員会」（以下「策定委員会」という）を設置する。

### （活動内容）

第2条 策定委員会は、推進計画策定のための必要な事項を協議する。

### （組織）

第3条 策定委員は、委員10名以内で組織する。

### （委員）

第4条 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が任命する。

子ども読書活動に関わる学識経験者、学校教育関係者、幼稚園・保育所・児童館関係者、図書館ボランティア、図書館関係、行政関係者。

### （委員長および副委員長）

第5条 策定委員会には、委員長及び副委員長1名を置く。

### （会議）

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

### （事務局）

第7条 策定委員会の事務局は、昭和町教育委員会生涯学習課と昭和町立図書館で務める。

### （その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

2 策定委員会は、設置目的が達成されたとみとめられたときをもって、解散することとする。

### 附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 昭和町子どもの読書活動推進計画（第3次）策定委員会名簿

任期：令和5年9月27日から令和6年3月31日

	選出区分	氏名	役職名	
1	図書館運営委員会代表	泉 敏弘	図書館運営委員会委員長	副委員長
2	保護者代表	三枝 竜一	昭和町連合 PTA 会長 (西条小学校会長)	
3	保育園・幼稚園代表	三神 久忠	昭和町保育所連合会代表 (押原こども園園長)	
4	保育園・児童館代表	花形 政樹	昭和町役場子育て支援課 副主幹児童家庭係 兼児童館統括係長	
5	図書館ボランティア代表	太田 由美子	図書館ボランティアグループ 「ぴっかり」代表	
6	町内小中学校校長会代表	深澤 秀興	押原小学校校長	委員長
7	町内小中学校司書代表 (中学校)	小澤 眞理子	押原中学校司書	
8	町内小中学校司書代表 (小学校)	深沢 公子	西条小学校司書	
9	学識経験者	浅川 玲子	山梨子ども図書館顧問・ 昭和町図書館アドバイザー	

※この資料には個人情報が含まれています。取扱いには最新の注意を払い、コピーや第三者提供などは絶対におやめください。また、管理にも十分注意を払い、紛失、盗難等により個人情報が流出しないように配慮願います。

(敬称略)